

不二速報



静岡大学教職員組合

静岡：内線 2790

suu@jade.dti.ne.jp

浜松：内線 3910

suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp

組合 HP：

<http://shizudai-union.net/>

発行日 2018年11月21日

第2号 国際連携推進機構での特任教員雇い止めの見直しを！

どうする？来年度からタイムカード機能での出退勤管理【全教職員配布号】

国際連携推進機構での特任教員雇い止めの見直しを！

当局は、団体交渉への誠実な対応を！

アジアブリッジプログラム(ABP)を中心となって担っている国際連携推進機構がたちあがって2年め。ABPは、静岡大学にとっての「看板」の一つとなりつつあります。このABPの根本的な問題は、その業務の多くが、一年任期の特任教員によって担われている点です。

ABPは、来年度以降も継続されるにもかかわらず、当局から多くの特任教員が、今年度末の雇い止めを示されています。しかも、多くの特任教員は、アジアブリッジプログラムに関連する業務のみならず、その他の恒常的な業務をも担っているのです。また、これまで、大学当局は、これまでも労働契約について「以後更新なし」と通知しながら翌年更新したり、雇用継続や別のポストでの雇用について期待を生じさせるような口頭での発言をするなど、いきあたりばったりの対応を繰り返してきました。

この問題に対して、組合としては、2度の団体交渉を求めてきました。しかし、2度とも、「まだ、回答できる準備が整っていない」という理由(理由にならない理由です)で延期され、労働基準法にも違反する不誠実な対応が繰り返されてきているのです。こうした対応をする一方、各学部に対して、水面下で雇用にかかわる人件費について打診をしているのです。

引き続き、この問題について当局とは団体交渉を求めていきます。

どうする？来年度からタイムカード機能での出退勤管理

現在、来年度(2019年度)より施行予定で、静岡大学では、全教職員を対象にした新しい出退勤管理のあり方が検討されています。本学に導入されているグループウェア(ガルーン)にログインし、タイムカード機能を使って各教職員が打鍵するという方法が有力な案とされています。

背景には、働き方改革関連法などにより「労働時間の客観的把握」が事業所に求められていることへの対応が必要ということがあるようです。全大教を通して得た情報によれば、すでに、山形大や岩手大などでは出退勤記録をウェブサイト上で各自入力する仕組みになっているようです。ただし、教員の裁量労働制で求められる50%を超える研究時間の確保ができないことが「客観的」に明らかになりかねず、厳密な管理を求めることは事業所側にとっても難しい問題があるようです。

職員にとっては、サービス残業を無くすことにつながる「労働時間の客観的把握」ができる仕組みとなることが求められます。他方で教員については、学外でのフィールドでの研究や地域での活動についての申請や報告などの膨大な事務が増える可能性もあります。いずれにしても、これまでの働き方を大きくかえることになるこの問題について、団体交渉を求めていく予定です。組合員のみなさんをはじめ組合員でない方の意見や提案を、組合までお寄せ下さい。

(事務局長：石原 剛志)

静岡大学教職員組合 主催

2018年度学内教職員研究集会のご案内

静岡大学教職員組合では、風通しの良い、働きやすい職場環境の構築のために、毎年研究集会（学習会）を開催しています。今年もスペシャルゲストをお招きすることができました！！



【特別講師】

元文部科学省事務次官
前川 喜平 氏

（演題）

政治と教育

「モリ・カケ問題」に触れつつ

<プロフィール>

1955年奈良県生まれ。1979年に東京大学法学部卒業し、文部省に入省。2016年に文部科学事務次官。2017年に文部科学省事務次官を退任後は、精力的に講演活動を行い、「忬度ファシズム」に警鐘を鳴らす。

【日 時】12月21日（金）12時半～14時

【場 所】静岡キャンパス 人E201 教室（定員190名お申込み先着順）
浜松キャンパス 情報学部大会議室（定員120名お申込み先着順）

【対 象】組合員及び教職員、学生、一般の方

【申し込み】参加費は無料ですが、事前申し込みが必要です。氏名、所属、職種を明記の上、組合事務局までメールにてお申し込みください。

【問合せ先】静岡：suu@jade.dti.ne.jp 内線 2790

浜松：suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp 内線 3910

どなたでもご参加できます。たいへん人気の講演会となっておりますので、先ずはお早目のお申し込みをお待ちしています！（先着順です）

（執行委員：教育文化部 川瀬憲子、大原志麻）

パタゴニアの風に吹かれて 大学の労働環境を想う



トーレス・デ・パイン

2018年8月、チリ国立図書館で調査を行うのに合わせて、チリ南部のパタゴニア地方（アルゼンチンにもまたがっています）を訪れる機会を得ました。チリはペルー・ボリビアを相手に戦われた「太平洋戦争」の戦勝国で、南米諸国で初めてOECDへの加盟を果たした比較的豊かな国です。初めて訪れたパタゴニアは雄大な自然の宝庫で、グアナコやペンギンの愛らしさはもちろん、氷河や南極ブナなど見るもの全てが別の惑星に来たかのように印象的でした。

パタゴニアはスペイン植民地時代のペルー副王領の権力も及ばなかった「世界の果て」に位置し、「役立たず湾」などの投げやりな地名がつけられていることからわかる不毛の地で、独立してチリとなった後のごく最近に入植が始まりました。

しかしその後も富を独占する少数派と一般のチリ人や先住民の間には凄まじい格差がありました。日本の3倍もの面積がある広大なパタゴニアの富が、たった3人の「パタゴニアの王」と呼ばれるホセ、すなわちポルトガル人ホセ・ノゲイラと、スペイン人ホセ・メネンデスとホセ・モンテスに所有されていました。先住民は虐待を受け一部は絶滅し、チリ人労働者は週7日1日20時間労働を強いられていました。遠い国の昔のこのように思いがちですが、業務管理報告書上ではそれなりに整えていても、研究

時間の確保や、労働時間の配分が予定通りにはとてもならない多忙化が進む中、19世紀のパタゴニアも徐々に他人事ではないように思えてきました。

帰国後の9月、岡山県で開催された全国大学高専教職員組合の定期大会に参加させていただきました。そこでの男女共同参画分科会では、超長時間労働や、任期付き職員が産休育休ゼロで復帰を強えられるケース等が報告され、日本でも格差が広がるなか、特に非正規雇用の現実には厳しさを増しているのがわかりました。静岡大学でも一法人二大学計画が急速に押し進められ、労働環境の今後が増々不透明となりつつある昨今、ぜひ組合で職場環境の維持・改善に向けてもっと多くの方と交流し、活動を発展させていければと考えています。労働問題、労で何かお困りのことがありましたらどうぞ静岡大学教職員組合までお声掛けください。

(執行委員：大原志麻)



<左写真：絶滅したセルクナム族の像と>

組合イベントご案内

どなたでもご参加いただけます

掛川「栗ヶ岳ハイキング」参加者募集中！ ※ 申込〆切：11月26日（月）



- *日 程：12月2日(日) JR掛川駅北口9：50集合 帰りは掛川駅15：20予定（雨天の場合は9日(日)実施）
- *持ち物など：昼食、おやつ、水、歩きやすい服装・靴、折りたたみ傘など雨具
- *参加費：無料（掛川までの電車代、登山口までのバス代（往復600円）は実費負担）
- *打ち上げ（希望者）：終了後、掛川駅の居酒屋で15：30～17：00予定

栗ヶ岳は、掛川市郊外の東名などから「茶」の字の見える532mの山です

冬の恒例「組合スキーと温泉の集い」参加者募集中！ ※ 申込〆切：12月3日（月）

- *日 程：2019年1月12日(土)朝出発～14日(祝)夜帰着
 - *スキー場：妙高杉ノ原スキー場
 - *宿泊先：旅館田端屋（温泉は旅館のそばの立ち寄り湯）
 - *参加費：大人35,000円、中学生～大学生33,000円（いずれもリフト券2日付き）
小学生25,000円（往復バス、2泊4食、リフト券無料） 幼児5,000円（往復バスのみ）
- ※参加者が20名未満の場合は中止となります。 ※1月4日以降はキャンセル料が発生します。



◇ 詳しくは組合事務局までお問い合わせください！ ◇

顧問弁護士 の 西ヶ谷 知成(にしがやともなり)先生 の ご紹介

**静岡大学教職員組合は、弁護士の先生とタッグを組み、強力に組合員を守ります。
法的なアドバイスが必要な場合はスムーズな橋渡しが可能ですので、いつでも組合にお声掛けください。**

静岡大学教職員組合は静岡第一法律事務所の西ヶ谷知成先生と顧問契約を締結しています。今年も西ヶ谷先生より、心強いメッセージをいただきましたのでご紹介いたします。西ヶ谷先生には、様々な面においてご支援をいただいております。

<以下、西ヶ谷先生からのメッセージ>

何かとストレス要因が多く、生きにくい社会になってきていると感じています。そのような社会で生活する中でひとたび困り事を抱えると、それが些細と思われるようなことでも、心配になり、悩まされ、苦しめられ、ときには仕事が手に付かなくなるようなこともあるのではないのでしょうか。

そんなときに法律相談を利用していただき、少しでも安心感を抱いてもらえたら幸いです。どんな些細なことでも構いません。困り事がございましたら是非ご相談ください。早期相談が早期解決のカギとなるケースも少なくありません。なお、弁護士には法律上守秘義務が課されており相談内容が第三者に漏れることは絶対にありませんのでご安心ください。



(静岡第一法律事務所にて 右：西ヶ谷弁護士)

労使の良好な関係を築きつつ、教職員・労働者の権利や雇用、給与等を守るための方法についてもアドバイスをいただいています。
(執行委員：過半数代表 赤田信一)

終わりに

今後、これまで別の組織・団体だったものがひとつになろうとする時、当然のことですが、いろいろな調整が必要になってきます。そのひとつに、「どちら側の給与体系に合わせていくか」という問題があります。

仮に、使用者側が「経費削減のために、給与体系は“低い方に合わせる”」というような経営判断をした時、しっかりと“反対”の意思を示し、“高い方に合わせる”ための団体交渉を行える権利と組織力を持っているのは、「労働組合」しかありません。

静岡大学教職員組合は、労働者の権利、給与、雇用等を守るために、理性的に、実直に活動する組織です。給与を守るためにも、どうぞ、今こそ、新しい時代をより良く切り開くために、教職員組合にご加入ください。先ずは、以下の問い合わせ先まで、

お電話いただければ幸いです。
ご連絡をお待ちしております。

<問合せ先>

静岡 2790

suu@jade.dti.ne.jp

浜松 3910

suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp

